

# 家事の外部化と分断される家事労働者

——特区の「外国人」「女性」家事労働者雇用から考える——

恵泉女学園大学 定松文

## 1. 問題の所在 特区の家事労働者は「外国人」の「女性」なのか

2017年4月から、国家戦略特区（以下特区）において、フィリピン人家事労働者が請負の家事代行業務を担っている。外国人家事労働者の受入れを表明した特区は、2016年神奈川県と大阪府から家事代行の認定を始め、ついで東京都(2017年2月)、兵庫(2018年3月)、名古屋(2018年10月)、東京圏として千葉市と5都府県に広がっている。認定企業は6社で、従来から家事代行を主な事業としていたのは2社であり、他の4社は掃除、保育、介護、人材派遣と異なる主要業種となっており、受入れ人数は東京都において著しく増加しており、2021年までに総計約2,500人受入れるともいわれている。

有償の家事労働者は、住み込みの女中、通いの家政婦/夫と歴史的にも現在も就労しており、在日の外国人で家事労働者として働く人々もいる。なぜ、特区において家事労働者を外国人の女性にしたのか、その背景、そしてどのような条件で就労しているのか、その雇用・就労条件を検討することによって、家事労働を購入可能な層、期限付きの請負労働を行う家事労働者からみる商品化された家事労働と階層分化の諸相を検討したい。

## 2. 有償家事労働における移住女性と特区の家事労働者

家事労働は「家庭の中で行われる、生きている人間の属性としての労働力の再生産のための諸労働」（竹中 2011:20）、ILOの「家事労働者の適切な仕事に関する条約」（2011年6月16日採択。2013年9月5日発効）では「家庭において又は家庭のために行われる労働」と定義され、介護・保育労働を含んでいる。日本における有償家事労働者は1950-60年代に住み込み女中、中高年の派出婦・付添婦、1960年代後半から通いの家政婦、派出婦・付添婦と変遷し、外国人の家事労働者としては1952年が外国人の外交官等を雇用主とした家事使用人がいる。そして、労働基準法において個人が雇用する場合は適用を除外され（第116条第2項）、ILOの家事労働者条約を日本は批准していない状況にあり、雇用契約によって労働基準法の適用が異なる。

こうした家事労働者における家事労働の範囲と法的地位の差異を含んだまま特区において外国人家事労働者が雇用され、就労している。特区の「外国人家事支援事業」は第二次安倍政権「日本再興戦略2014改訂」において「日本の『稼ぐ力』を取り戻す」ために、①生産労働への女性の就労促進、②介護分野も含めた生活支援、③成長戦略を推進するための「外国人高度人材」誘引を目的として提案された。受入れ人数から、介護分野大手のニチイ学館が多く今後②の介護分野での生活支援が増加することが予見される。また、東京都、神奈川県の特区関連の情報からは、③のグローバル企業とその従業員および外国人企業家などのグローバル高度人材の誘致が最も重要な動機でないかと考えられ、女性の就業率をあげるためといいながら、利用できるのは高所得の世帯に限られた制度かどうかである。本山が指摘するように、本当に家事や育児、介護の支援が必要な女性には利用できない制度となっている（本山 2015）。

業務は炊事、洗濯、掃除、買物、およびこれらの業務と併せて実施される児童の日常生活上の世話及び必要な保護、家庭で日常生活を営むのに必要な行為（裁縫、荷造り、郵便・宅配等荷物受取、寝具整備、庭の手入れ、掃除と一体的に提供される修繕）である。身体介護は含まれないが、介護保険を使わない介護者への家事支援サービスは可能となっている。賃金は日本人と同等とされ、収入は15万円前後であるが、そこから社会保障費と住宅費が引かれ、手取りは月7-8万円程度という。週一日、それが難しい場合四週に4日休日が保障されている。家事代行業者は第三者管理協議会に対して、月1回の業務関連の報告義務、3カ月に1回の労働実態等の報告義務、採用者・失踪者・帰国者に関す

る報告義務があるが、書面を通じてのみであり、協議会が実地監査することはない。家事労働者に対するサポートとして雇用した企業の相談体制も準備しなければならないが、労働者が随時第三者管理協議会に相談することも可能となっており、協議会には企業や労働の相談もきているという(定松 2018b)。

### 3. 利用世帯と家事労働者の分断

利用世帯からみると、当初の政策目的として掲げられた女性の就労によって家事サービスを利用するとはかぎらないとわかる。2012年以降の総務省「家計調査」の区分に従ってみるならば、夫のみの所得の世帯、共働世帯で妻の収入が月額8万円未満と8万円以上の世帯で、女性が働くことによって増加するであろうと予測されていた、家事の代替としての調理済み食品、外食は確かに増加傾向にある。しかし、共働き世帯の家事サービス利用額は顕著に増加しているわけではなく、増加した世帯は妻が就労していない世帯、自営業主と思われる複数の有業者がいる世帯、年収が1250万円以上の世帯となっている(定松 2018a)。特区の外国人家事支援事業は、女性の安定的雇用と賃金上昇を前提としていたため、実際には高所得世帯に限定され、家事サービスを購買できる階層の生活、本当に家事支援が必要な世帯の生活を大きく隔てることになっている。

また、縁故によって外国人家事使用人はフィリピン人女性が多い傾向になっているが、特区の家事労働者はあらかじめフィリピン人と女性に限定している「移動を囲い込み、制御するような監視体制」での移住家事労働者である。彼女たちは送金を目的としているため「簡単に辞めることができない」労働者であり、しかも期間限定で、利用者から「取り替え」「使い捨て」可能な商品となっている。そこには家事労働は「女」がやるもの、安い労働力は「アジア」からという、ジェンダー、エスニシティ、職業階層の三重のスティグマがみられる。日本居住の家族が生活を維持するために、外国人の女性には自分の家族と離れて暮らすことを強いながら、その差別構造を認識させない仕組みになっており、個別の就労場所ということだけでなく、雇用契約による労働者の地位の違い等が「同じ」家事労働者としてお互いに認識されにくい状況を作り出しているのではないだろうか。

#### 参考文献

ILO, 2011 「家事労働者の適切な仕事に関する条約（第百八十九号）」（2016年2月5日取得）

[[http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/normativeinstrument/wcms\\_240004.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/normativeinstrument/wcms_240004.pdf)]

本山 央子, 2015, 「外国人家事労働者受け入れと『女性の活躍』 : ILO189号条約を手がかりに」『女性労働研究』59: 120-125.

伊藤るり 2015 「どこが問題なのか(2) —外国人家事労働者特区法」真っ当な移民政策を求める院内集会、2015年6月4日(木) 14:00-16:00、参議院議員会館101会議室.

定松文 2018a 「国家戦略特区と『外国人家事支援人材』」日本フェミニスト経済学会:59-74.

-----、2018b 「家事労働とジェンダー——再生産労働の外部化と“沈黙”の外国人家事労働労働者」『産業構造の変化と外国人労働者 労働現場の実態と歴史的視点』駒井洋監修、津崎克彦編著、明石書店、2018年6月: 142-163.

菅沼櫻子 2008 「日本ではたらくフィリピン人女性家事労働者」『女性労働研究』52号:70-80.

竹中恵美子 2011 『家事労働論（アンペイド・ワーク）』明石書店.

補記 本報告は、科学研究費補助金・基盤研究A（海外学術研究）、「移住家事労働者とILO189号条約——組織化・権利保障・トランスナショナルな連帯——」研究課題番号：15H02602、（2015-17年度、研究代表者：伊藤るり）、および挑戦的研究（萌芽）平成29-31年度「グローバル社会福祉体制における新国際再生産分業の社会的分析」（課題番号17K18593 研究代表者：定松文）によって行われた家事代行業者A社、B社の2社と人材養成機関①社、②社の2社への半構造化対面聞き取り調査によるものである。